

## 店頭外国為替証拠金取引・店頭 CFD 取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭外国為替証拠金取引・店頭 CFD 取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社サポートセンターまでお申出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。